

### 発生土に係る環境配慮の考え方

事業計画  
(発生抑制)

①施設規模や土地改変面積を最小化するなど、発生量を抑制する計画を策定する。

工事計画  
(発生抑制、適正保管、再利用、適正処分)

採用する工法等の検討

②掘削面積を最小化するなど、発生量を抑制する工法を採用する。(資料2)  
③現場内での切盛りバランスを徹底する。

発生土と汚泥に分け発生量等を推定

#### 発生土

仮置き  
(適正な一時保管を行う)

④生活環境・自然環境への影響を回避・低減し、適正な一時保管を行う。  
○「土砂埋立て等の規制に関する条例」等の法令の基準を遵守し一時保管を行う。(別紙1の網掛け部参照)  
⑤運搬に際し、飛散流出を防止する。

同一工事で再利用  
(同一工事で可能な限り再利用する)

⑥埋戻し、盛土などへの再利用を徹底する。

他工事で再利用  
(他の工事で可能な限り再利用する)

⑦建設発生土情報交換システムの活用などにより再利用を行う。(別紙2)

適正処分  
(処分せざるを得ないものは適正に処分する)

○搬出先の状況を確認するなど、適正な処分に努める。(別紙1の網掛け部参照)  
○搬出先へ発生土に係る情報を伝達する。(別紙1の網掛け部参照)

#### 汚泥(産業廃棄物)

仮置き

工事で再生利用

再資源化プラントで中間処理

適正処分

現行の技術指針に基づき対応

○廃棄物処理法及び関連する指導指針等を遵守して、保管・再生利用・再資源化・処分等を適正に行う。  
○汚泥(産業廃棄物)を可能な限り再生利用する。

**建設発生土、建設汚泥に係る発生側に対する取組みについて**

**■建設リサイクル推進計画(H26.9)**  
 国交省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を定めたもの。(対象…国交省直轄工事、国交省所管公共工事)  
 (建設副産物全般に関すること)

- 工事前段階における発生抑制の検討促進
  - ・事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。また、民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。
- (建設発生土に関すること)
  - 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化
    - ・官民一体となった発生土の相互有効利用を強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。
- (建設汚泥に関すること)
  - 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進
    - ・民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請。
    - ・再資源化・縮減率が高い優良な施設への搬出を推進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
  - 建設工事における再生資材の利用促進
    - ・現場内・工事間利用等を促進するため、先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)を広く周知し、意識向上を図る。